八峰町 妊婦のための支援給付金事業のご案内

八峰町では、国の施策に基づき、全ての妊婦さん･子育て世帯の方が、安心して出産、子育てができるよう、妊娠期から出産･子育てまで一貫して身近なところで相談に応じる**伴走型相談支援**と**経済的支援（妊婦のための支援給付金事業）**を一体的に実施します。

伴走型相談支援

保健師等が面談し、出産・育児等の見通しを立て、様々なニーズに応じた必要なサービスをご紹介します。

〇面接実施のタイミング

①妊娠届出時

②妊娠７～８か月頃

（アンケートに回答、希望者に面談）

③出産後（赤ちゃん訪問時）

経済的支援

【申請時期・支給額】

〇１回目　妊娠届出時：５万円

〇２回目　乳児家庭全戸訪問時

（こんにちは赤ちゃん訪問）

５万円×胎児の数

※あきた出産･子育て応援給付金(2万円)は令和8年3月31日をもって終了しました。

〈支援の流れ〉

妊娠が分かったら	妊娠届出 母子手帳	妊娠期	出産	出生届出	子育て期
	妊娠初期	妊娠中期	妊娠後期		子育て期

伴走型相談支援

妊娠初期アンケート① → 面談①（全員）

妊娠８か月アンケート② → 面談②
※妊娠７～８か月頃郵送します。必ず返送をお願いします。

希望者および保健師等が必要と判断した方に面談を実施

産後アンケート③ → 面談③（全員）
※生後２か月頃までに赤ちゃん訪問で実施

経済的支援

申請 → 妊婦支援給付金（１回目）

申請 → 妊婦支援給付金（２回目）

よくある質問Ｑ&Ａ

Ｑ１．面談の対象者は、誰ですか？

Ａ１．妊娠届出時は妊婦さん、赤ちゃん訪問時の面談は産婦さんまたは生まれた子を養育する方です。
ご希望の方は、ご家族の方もご一緒にどうぞ。

Ｑ２．給付金の申請は、いつ申請できますか？

Ａ２．妊婦支援給付金（１回目）は、面談後すみやかに申請していただくものです。妊娠中に申請をお願いします。
妊婦支援給付金（２回目）は、出生後おおむね４か月以内に申請していただくものです。
八峰町では、申請書を赤ちゃん訪問時に申請書をお渡ししますので、その際にご記入ください。

〈問合せ先〉

〒018-2502 八峰町峰浜目名潟字目長田 118 番地　八峰町役場 福祉保健課 子育て支援係

TEL：0185-76-4608　FAX：0185-76-2113